

島根県事業承継新事業活動等支援補助金

【令和元年度 第2回公募要領】

中小企業課

1 事業承継新事業活動等支援補助金について

島根県では、県内中小企業者等が行う事業承継を契機とした体制整備や新たな取組を支援する県独自の補助を行っています。

当補助制度は、地域経済の基盤を担う小規模事業者・中小企業者の事業承継や事業承継後の事業基盤の確立を促進するため、体制整備や新たな取組に必要な経費の一部を補助し、計画の実行を支援するものです。

2. 補助事業の対象事業者

以下の共通要件と「島根県事業承継新事業活動等支援補助金 一覧表」(別紙1)の各事業区分の要件を満たすこと。

共通要件

・ 中小企業基本法第2条第1項に定義する者のいずれかであるもの
・ 島根県内に主たる事業所又は工場を有するもの
・ みなし大企業(※1)でないこと
・ 島根県税の滞納がないこと
・ 応募者又は法人の役員が暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること
・ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業など)でないこと。
・ 補助事業が国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと
・ 支援機関(※2)による支援体制が整っていること

※1 みなし大企業

発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業(中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。)が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の二分の一以上を占めている中小企業者をいう。

※2 支援機関

最寄りの商工会議所・商工会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団

3. 事業区分、対象経費等、対象者、補助率、補助上限

- ・ 別紙1「島根県事業承継新事業活動等支援補助金 一覧表」(別紙1)のとおり

4 公募期間

各事業区分による公募期間は以下のとおりです。各事業区分の審査方法は「7. 審査」でご確認ください。

事業区分	公募期間
<ul style="list-style-type: none"> ・「事業承継実施事業」 ・「人材育成事業」 ・「第三者承継促進事業」 ・「災害対応事業」 	<p>令和2年1月31日（金）まで随時受け付けます。（必着）</p> <p>※第1回公募時と変更なし</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「後継候補者が行う新商品・新役務開発、業務・施設等の改善による収益力向上事業」 ・「後継候補者が行う販路開拓事業による収益力向上事業」 	<p>令和元年7月5日（金）～令和元年8月5日（月）までに申請事業者は支援機関へ提出してください。（必着）</p> <p>支援機関から県への提出締切：令和元年8月9日（金）</p> <p>支援機関は申請要件、補助対象経費等の内容を確認の上、事前調査票（実施要領第5条第1項（様式第3号））を作成し、県へ送付してください。事前調査票は別添のとおりです。</p>

5 申請書提出先

・申請事業者は以下の商工団体へ定められた期日までに提出してください。支援機関は期日までに、以下のとおり事務局へ送付してください。

申請者・提出者	申請先・提出先
申請事業者	<p>以下のいずれかの商工団体へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの商工会議所 ・最寄りの商工会 ・島根県中小企業団体中央会 ・公益財団法人しまね産業振興財団
商工団体	<p>申請事業者の住所若しくは主たる事業所又は工場の所在地により、以下のとおり県の事務局へ送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡 ⇒西部県民センター商工観光部 ・浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡以外 ⇒島根県商工労働部中小企業課

6 申請書類

申請書類等は以下の表に基づき、申請してください。

申請者全員提出書類	事業計画申請書（様式指定）
	事業実施計画書（様式指定）
	事業収支予算書及び対象経費の見積書等（様式指定）
	申請直近2期の決算書
	県税納税証明書（全項目に滞納がない旨の証明、写しでも可）
個人の場合	住民票（申請時経営者のもの、個人番号の表示がないもの、写しでも可）
事業承継前	事業承継予定の場合は、事業承継推進員の確認した事業承継計画書の写し
	事業承継後
法人の場合	履歴事項全部証明書（写しでも可）
事業承継前	事業承継予定の場合は、事業承継推進員の確認した事業承継計画書の写し
	事業承継後
優遇措置を受ける場合	経営革新計画承認事業又は経営力向上計画認定事業でその優遇措置を受ける場合は、その申請書類と承認書等の写し
第三者承継促進事業を申請する場合は第三者承継見込報告書	
※企業の概要がわかるもの（パンフレット等）がある場合は提出してください。	

7 審査

審査は事業区分によって異なりますので、以下の表で確認してください。

事業区分	審査方法
<ul style="list-style-type: none"> ・「事業承継実施事業」 ・「人材育成事業」 ・「第三者承継促進事業」 ・「災害対応事業」 	<p>随時、事務局による書面審査を実施し、対象事業者を決定します。</p> <p>※第1回公募時と変更なし</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「後継候補者が行う新商品・新役務開発、業務・施設等の改善による収益力向上事業」 ・「後継候補者が行う販路開拓事業による収益力向上事業」 	<p>各事務局が審査委員会の日程を申請後に決定し、開催します。</p> <p>原則後継者又は後継予定者がプレゼンテーションとして事業計画の説明をしていただきます。その説明を受け、審査員の審査を実施し、対象事業者を決定します。</p>

- ・審査基準は、実施要領第6条第3項に規定し、実施要領別表5に記載していますのでご確認ください。
- ・審査後、県から申請者及び支援機関へ審査結果を通知します。
- ・審査委員会は、令和元年8月下旬を予定していますが、詳細は申請者及び支援機関に別途お知らせいたします。
- ・審査の結果に関する異議申し立ては、受け付けません。
- ・採択となった場合、交付決定日以前に事業の着手が行われたもの（発注や契約など）は補助金の対象と認められません。なお、見積書の徴取はこれに該当しないため、有効期限内であれば、申請時の書類を活用し、証拠書類としても構いません。

8. 公表

「後継候補者が行う新商品・新役務開発、業務・施設等の改善による収益力向上事業」及び「後継候補者が行う販路開拓事業による収益力向上事業」で採択された事業は事業主体名、事業名（テーマ）について公表させていただきます。

9 補助金の詳細については、下記の要領、手引きをご確認ください。

- ・「事業承継新事業活動等支援事業実施要領」
 - ・「事業承継新事業活動等支援補助金 利用の手引き」
- ※実施要領、手引き、申請様式は島根県中小企業課ホームページで公開しています。
<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/syoukei.html>

10 その他

- ・補助対象期間は、令和2年2月28日（金）までとします。
- ・中小企業等経営強化法に定める法承認及び法認定による優遇措置を受ける場合は、公募期間終了までに経営革新計画又は経営力向上計画を申請し、採択後の交付決定日までに法承認等を受けている必要があります。
- ・中小企業信用保険法施行令第1条第1項で指定されている業種は申請対象外です。
- ・「後継候補者が行う新商品・新役務開発、業務・施設等の改善による収益力向上事業」及び「後継候補者が行う販路開拓事業による収益力向上事業」で採択された事業の着手は9月以降となる見込みです。

11 お問い合わせ先

(1) 計画策定や申請に関すること

申請書提出先（上記5）の商工団体にお問い合わせください。

(2) 県の担当窓口

【出雲・隠岐圏域】島根県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室）

〒690-8501 松江市殿町1（県庁本庁舎2階）

電話：0852-22-5285 FAX：0852-22-5781

【石見圏域】西部県民センター商工観光部（商工振興課）

〒697-0041 浜田市片庭町254（浜田合同庁舎2階）

電話：0855-29-5649 FAX：0855-22-5306